

静岡県地震対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第3号

静岡県地震対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（自動販売機の据付け基準）</p> <p><b>第3条</b> 条例第18条第1項の規則で定める自動販売機の据付け基準は、<u>工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条の規定により制定され同法第16条の規定により昭和55年1月10日付け官報に公示された日本工業規格の自動販売機の据付け基準</u> B 8562に定める基準（以下「<u>日本工業規格の基準</u>」という。）とする。ただし、<u>日本工業規格の基準</u>により難しい場合においては、<u>日本工業規格の基準</u>によるものと同様以上の据付けの安全性が確保される基準とする。</p>	<p>（自動販売機の据付け基準）</p> <p><b>第3条</b> 条例第18条第1項の規則で定める自動販売機の据付け基準は、<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）</u> B 8562に定める基準（以下「<u>日本産業規格の基準</u>」という。）とする。ただし、<u>日本産業規格の基準</u>により難しい場合においては、<u>日本産業規格の基準</u>によるものと同様以上の据付けの安全性が確保される基準とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。